

総務常任委員会 条例制定 指定管理者制度

「公の施設管理」民間活力の導入 サービスの低下は許されない

地方自治法の改正により、「公の施設における指定管理者の手続き等に関する条例」制定について審議しました。

この条例は、指定管理者制度の導入により、株式会社を含めた民間事業者等に、公の施設・文化施設・社会福祉施設など、住民の福祉を増進する目的で設置された施設の管理を行なわせることを可能にし、民間の持つ活力を活用することで、行政の効率化・住民サービスの向上を図ろうとするものです。

ただし、個別法の規定により、学校は学校教育法などにより管理者が法定で明記されているものは、この法の適用はされません。

これまででは、委託業務の管理体制でしたが、広く民間に広げることになるといえるものです。

なお、指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要となります。

委員会で審査しました

審査の中で次の意見が出されました。①指定管理者の選定については、公募することを原則としているが、町内業者・地元業者を優先にすべきだ、②公平性を確保するためにも審議会・選定委員会などを設置し、公平な選定をすべきだ、③指定の期限については、効果的・効率的に運営すべきだ、④個人的情報の取り扱いについて、事故防止対策・保護措置について検討し間違いのない運用をすべきだ、⑤住民の理解と協働のまちづくりに支障のないよう万全を期して欲しい、⑥町が運営をしてきた以上のサービスが条件であり、営利を必要以上に求める業者については、的確に調査をし、指定を避けて欲しい、⑦公募の選定については、情報を公開し説明責任を果たして欲しい。

慎重に審査の結果、全員一致原案どおり可決すべきものとなりました。

社会文教常任委員会 陳情審査 介護保険制度

介護保険制度における負担の軽減を求める

「誰もが安心して利用できる介護保険制度への改善を求める陳情書」について審議しました。

来年の見直し案では、①サービスの維持対策として介護利用負担金の引き上げ（現行1割から2割へ3割へ）、②保険料を負担する対象年齢を拡大し20歳からとすること、③施設の利用者に部屋代・食事代などを負担させること等の保険料負担増、④介護度の低い者の利用を制限する等、を検討しているというものです。

高齡化に伴い、増加する家計への負担も考慮し、可決すべきものとなりました。

審査の中で、20歳から保険料を負担させることは妥当か、施設の入所待

機者が年々増える中で、利用できなくなる者もいるのでは、多少の負担は必要であるが、介護予防にも力を入れたらどうか、また利用者は公平にサービスを受けるべきである等の意見が出されました。

